



平成 18 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 瀧 上 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 高 木 録 郎
(コード番号 5918 東証・名証第 2 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員
管 理 本 部 副 本 部 長 村 上 宗 則
(電話番号 052 351 2211)

独占禁止法違反の判決への対応に関するお知らせ

当社は鋼鉄製橋梁に関する独占禁止法違反容疑で東京高等検察庁より起訴されておりましたが、11月10日東京高等裁判所において、罰金1億6千万円の判決を受けました。

判決内容を十分に検討しました結果、本日開催の取締役会においてこの判決を受け入れる旨の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、この事態を極めて重く受け止めており、株主の皆様、お客様ならびに関係各位には大変ご迷惑をおかけし、あらためて深くお詫び申し上げます。

当社では、このような法令違反の再発防止に向けて、既にコンプライアンス体制の徹底を推進しておりますが、さらに一層の法令遵守の徹底、内部管理体制の強化に鋭意取り組み、一日も早い信頼回復が得られるよう努めてまいります。

なお、当該事象が業績に与える影響につきましては、平成18年11月17日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」において業績予想数値に織り込んでおります。

以 上